

独立行政法人国立健康・栄養研究所の中期 目標期間の業務実績の最終評価結果

平成23年8月31日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 中期目標期間（平成18年度～平成22年度）業務実績について

（1）評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

当該研究所の目的は、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることである。

当該研究所の業績評価に当たっては、法人の設立目的に基づき、同研究所の業績が国民の健康の保持・増進に役立つものとなっているかという観点から評価を行うものとした。

本評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）全体の業務実績についての最終評価を行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、各年度の業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会決定。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、最終評価を実施した。

（2）中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、当該研究所が第2期中期目標期間の5年間で、業務により得られた成果が、「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする（国立健康・栄養研究所法第3条）」という同研究所の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、学術的成果の価値及び調査結果等の国民の健康増進施策への有効性、業務の効率性等の観点から、適正に業務を実施したか等の視点に立って評価を行ってきたところである。

第2期中期目標期間全般については、次のとおり、適正に業務を行ってきたものと評価できる。

第2期中期目標期間の当初に、研究組織を部室制からプログラム・プロジェクト制へと改編し、運営会議、研究企画委員会等による業務課題への対応を行うとともに、システムの最適化による効率的な業務運営を行ったことは評価できる。

具体的な研究成果としては、①運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果について、運動と食事指導による一定の効果が明らかになりつつあること、②DLW法により小児と成人の身体活動レベルの基礎的データを取得することができたこと、③高脂肪食負荷に伴うインスリン抵抗性の分子メカニズムを明らかにしたこと、④脂肪肝発症のメカニズムとそれを

予防する食品成分を明らかにしたこと、⑤糖尿病感受性遺伝子のリスクアレルについての研究から、個々人の糖尿病予防についてテーラーメイド予防につながる成果が得られたこと、⑥運動は筋肉での脂質の代謝を促し、肥満や糖尿病を防ぐメカニズムを解明したこと等、生活習慣病の予防と国民の健康増進につながる多くの成果をあげたことは大いに評価できる。

これらの学術的成果等の発信については、5年間で、①査読付き論文発表数で累計551報と中期目標である250報を大きく上回ったのをはじめ、学会発表数やインパクト・ファクターにおいても独立行政法人の研究機関としてきわめて高い水準を維持していること、②ホームページでの健康食品のデータベース作成と公開により、管理栄養士・栄養士等専門職のみならず国民にも広く情報の提供を行ってきたこと、③国民健康・栄養調査や食事摂取基準についての普及啓発活動、セミナーやオープンハウスなどの企画を通じて広く研究所の紹介、研究成果の普及・啓発を行ってきたことは高く評価できる。

また、国民にとって関心の高い「健康食品」を対象にした食品成分の有効性評価については、食品安全委員会により評価が必要であるとされた大豆イソフラボンの代謝産物であるエクオールをはじめとする各種成分の安全性評価を行い、食の安全・安心に寄与したことは評価に値する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2. のとおりである。個別項目に関する評価資料については別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営の効率化については、第2期中期目標期間の当初に研究組織を部室制からプログラム・プロジェクト制へと改編し、定期及び臨時に開催される幹部会議、理事長、理事、研究企画評価主幹、事務部長及び各プログラムリーダー、センター長による運営会議を通じて理事長のリーダーシップが迅速に反映される体制を作ったこと、フレックスタイム制を導入して働きやすい職場環境づくりに努めたことなどは評価に値する。また行政からの要請に応え、法律に基づく業務を確実に遂行するため研究員等の人材配置を重点的に行ったこと、そのため公募により任期付研究員を採用するとともに外部評価等を活用して研究員の処遇に反映させるなど、人件費の削減と研究能力の向上に努めたこと、公的研究費の不正使用防止への取り組み、利益相反に関する取り組みや女性研究員の積極的採用など社会的・政策的要請に合った対応がなされていることなどは評価できる。

業務運営の効率化に伴う経費の削減等に関しては、人件費をはじめとして消耗品の一括購入、一般競争入札による調達、予算執行管理システムの活用などにより、中期目標期間の5年間で一般管理費、事業費ともに計画を達成する実績をあげており、評価できるが、今後はラスパイレース指数の引き下げに向け一層の努力が必要である。

以上のように、中期目標、中期計画を上回る十分な実績をあげていると評

価する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①研究に関する事項について

第2期中期計画期間においては、三つの重点調査研究課題を設定した。すなわち、「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」、「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」、「『健康食品』を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究」の3課題であるが、いずれの課題においても中期計画に沿った実績をあげており、「エクササイズガイド2006」による生活習慣病の予防効果の確認のための調査、2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能解明など、将来の国民の健康増進に寄与できると考えられる成果がみられていると評価できる。さらに、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定にあたっては中心的役割を果たしており、管理栄養士・栄養士等の専門職を対象とした普及・啓発のための活動に努力したことは評価できる。また、「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価と情報収集及び発信の実績は、ホームページ上のデータベースへのアクセス件数の増加に顕著に表れており、評価することができる。

重点調査研究以外の調査研究においては、健康・栄養に関する幅広い分野において若手研究者による創造的研究を実施し、次代の研究者育成にも寄与しているものと認められるところであるが、平成22年度においては予算削減により実施が見送られた点については、今後の調査研究のすめ方について工夫と再構築が望まれる。

食育部門においては、内閣府が所管する食育推進基本計画に資する調査研究を行ってきており、国の施策を支える科学的根拠の提出など、中期計画を概ね達成していると評価できるが、各自治体における食育施策の実施状況の評価・モニタリングなどにさらなる充実が求められる。

以上のような研究に関する事項についての実績は、査読付き学術誌への論文投稿数、学会発表数、論文のインパクトファクター等として数値に示されるが、これらの客観的数値においてもすべて中期計画・目標を上回った成果を上げており評価することができる。

②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

当該研究所には、健康増進法に基づいて、「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」が課せられているが、毎年度、この行政課題を着実に実施してきている。特に中期計画に示された集計及び分析報告期間についてはこれを厳守しており、そのための標準的な調査ツールの開発、調査・分析精度の向上など、効率的かつ適切な業務の実施に

向けて改善に努めてきた点は評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応としては、毎年度関係団体や行政機関と意見交換、国や地方自治体の審議会への技術支援、協力等により、社会的・行政ニーズの把握及び研究業務への反映に努めてきていることから評価できる。

国際協力、産学連携等の対外的業務については、アジア諸国を中心とする研究ネットワークを構築し、外国人研究者を受け入れ、英語版ホームページによる情報提供を行うなど、積極的な活動を展開してきており評価できるが、知的財産権の獲得については、中期目標達成の観点から今後一層の努力が必要である。

栄養情報担当者（NR）認定制度については、中期計画中、認定業務やフォローアップ事業を着実に実施してきたところであるが、省内事業仕分けの結果を踏まえ、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。

③情報発信の推進に関する事項について

第2期中期計画期間においては、利用者の視点に立ち、一般や専門家の方々が活用できる健康・栄養に関する各種コンテンツを公開するとともに、健康食品の安全性・有効性情報をはじめ、国民の健康増進に寄与する各種情報を提供してきており、ホームページのアクセス数から見ても、これらコンテンツへの国民の関心度や必要性がうかがわれ、中期目標・中期計画を上回る成果を上げたことと評価できる。さらに、東日本大震災に際して、災害時の健康・栄養に関する情報を適切に発信したことは研究機関としての役割を果たしたことから高く評価できる。

今後も、安全・安心で国民のニーズに沿った、常に最新の情報を発信し続けることが望まれる。

(3) 財務内容の改善等について

予算、収支計画、資金計画等については、中期目標・中期計画に基づいて適正に実施されている。各年度における予算を踏まえ、一層の経費削減策を実施してきた結果、年によっては、想定外の研究機器の修繕が必要となったことなどのために決算額が予算額を上回った年もあったものの、研究機器の共同利用、公用車の売却に伴う公用自動車運行管理業務委託契約の廃止、一般競争入札の拡大等によるコスト削減等を行うことにより、全体として中期計画を上回る削減が達成された。

また、人事に関する事項については、人事評価制度を導入するとともに、任期付研究員制度を活用し、適正な人事配置など、人事に係る処置が適正に行われたことは評価できる。

以上のように、中期目標・中期計画に沿った成果を上げていると評価する。

(4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保のための対策については、ハードウェア面でのセキュリティレベルの向上のほか、セキュリティ対策実施手順書の策定や外部のセキュリティ監査を受けるなど、適切な対応が講じられており、中期目標・中期計画に沿った成果を上げていると評価できる。